

神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係規則の  
整理に関する規則

(神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年神奈川県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「神奈川県公報をもつて」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

(建築士法施行細則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「神奈川県公報」を「インターネットの利用その他の方法」に改める。

- (1) 建築士法施行細則(昭和25年神奈川県規則第109号)第28条
- (2) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第53号)第2条
- (3) 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和40年神奈川県規則第8号)第3条

(神奈川県家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第3条 神奈川県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年神奈川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第4条中「神奈川県公報に登載して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

(神奈川県都市公園条例施行規則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「神奈川県公報に」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

- (1) 神奈川県都市公園条例施行規則(昭和32年神奈川県規則第102号)第16条
- (2) 調理師法施行細則(昭和34年神奈川県規則第29号)第1条第4項
- (3) 神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第37号)第3条
- (4) 神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則を廃止する規則(平成23年神奈川県規則第39号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第61号)第12条
- (5) 製菓衛生師法施行細則(昭和42年神奈川県規則第53号)第3条第1項

- (6) 神奈川県漁港管理条例施行規則（昭和44年神奈川県規則第102号）第17条
- (7) 神奈川県立県民ホール条例施行規則（昭和49年神奈川県規則第20号）第2条
- (8) 神奈川県ライトセンター条例施行規則（昭和49年神奈川県規則第79号）第2条
- (9) 神奈川県聴覚障害者福祉センター条例施行規則（昭和55年神奈川県規則第27号）第2条
- (10) 三浦しらとり園条例施行規則（昭和58年神奈川県規則第30号）第3条
- (11) 神奈川県立21世紀の森条例施行規則（昭和58年神奈川県規則第45号）第2条
- (12) 神奈川県立神奈川近代文学館条例施行規則（昭和59年神奈川県規則第61号）第2条
- (13) 神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則（平成7年神奈川県規則第37号）第2条
- (14) 神奈川県立音楽堂条例施行規則（平成7年神奈川県規則第51号）第2条
- (15) 神奈川県立地球市民かながわプラザ条例施行規則（平成9年神奈川県規則第105号）第2条
- (16) 神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号）第57条
- (17) 神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則（平成11年神奈川県規則第89号）第2条
- (18) 神奈川県道路附属物自動車駐車場条例等の施行に関する規則（平成13年神奈川県規則第94号）第3条
- (19) 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則（平成16年神奈川県規則第83号）第7条
- (20) 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則（平成18年神奈川県規則第50号）第5条
- (21) 神奈川県立かながわアートホール条例施行規則（平成20年神奈川県規則第48号）第2条
- (22) 神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例施行規則（平成27年神奈川県規則第68号）第2条
- (23) 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則（平成27年神奈川県規則第69号）第3条

- (24) 神奈川県立のビジターセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第5号）第3条
- (25) 神奈川県立相模湖漕艇場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第27号）第3条
- (26) 神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第28号）第3条
- (27) 神奈川県立武道館条例施行規則（平成28年神奈川県規則第29号）第2条
- (28) 神奈川県立スポーツ会館条例施行規則（平成28年神奈川県規則第30号）第2条
- (29) 神奈川県立伊勢原射撃場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第31号）第2条
- (30) 神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第32号）第2条
- (31) 神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第33号）第2条
- (32) 神奈川県立大船フラワーセンター条例施行規則（平成29年神奈川県規則第67号）第2条
- （クリーニング業法施行細則の一部改正）
- 第5条 クリーニング業法施行細則（昭和36年神奈川県規則第62号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第1項中「神奈川県公報で」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。
- （貸金業法施行細則の一部改正）
- 第6条 貸金業法施行細則（昭和58年神奈川県規則第78号）の一部を次のように改正する。
- 第10条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「神奈川県公報に掲載すること」を「同条第2項に規定する方法によるほか、インターネットの利用その他の方法」に改める。
- （神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部改正）
- 第7条 神奈川県土地利用調整条例施行規則（平成8年神奈川県規則第97号）の一部を次のように改正する。
- 第13条第2項中「神奈川県公報による公告、日刊新聞紙への掲載その他知事が適当と認める」を「インターネットの利用そ

の他の」に改める。

(神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成11年神奈川県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「神奈川県公報による公告、ホームページへの掲載その他の知事が適当と認める」を「インターネットの利用その他の」に改める。

(神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則等の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる」を「インターネットの利用その他の」に改める。

(1) 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則(平成18年神奈川県規則第114号)第5条第2項

(2) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則(平成21年神奈川県規則第58号)第5条第2項

(3) 神奈川県青少年保護育成条例施行規則(平成22年神奈川県規則第119号)第4条第4項及び第17条第2項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。